

【給水装置工事に伴う手数料】

給水装置工事に伴う手数料については、川口市水道事業給水条例第28条により規定されております。

(1) 指定給水装置工事事業者に関する手数料			
ア	指定給水装置工事事業者登録申請手数料	1件	15,000円
イ	指定給水装置工事事業者更新申請手数料	1件	10,000円
ウ	指定給水装置工事事業者証再交付申請手数料	1件	2,000円
(2) 給水装置工事に関する手数料			
ア	給水装置工事設計審査申請手数料	1件	2,000円
イ	給水装置工事中間検査申請手数料	1件	5,000円
ウ	給水装置工事しゅん工検査申請手数料		
	(ア) 分岐を伴う工事		
	a 分岐部から止水栓までのもの	1件	9,000円
	b 分岐部から止水栓及びメーターを経て給水栓までのもので給水栓を1栓のみ設置する場合	1件	11,000円
	c 分岐部から止水栓及びメーターを経て給水栓までのもので2以上の給水栓を設置する場合 (メーターの取付けを伴わないものを含む。)	1件	16,000円
	(イ) 分岐を伴わない工事		
	a メーターから給水栓までのもの	1件	8,000円
	b メーターの先から給水栓までのもの	1件	5,000円
エ	道路掘削等審査申請手数料	1件	2,000円
(3) 中高層集合住宅等に関する手数料			
ア	中高層集合住宅等中間検査申請手数料	1件	5,000円
イ	中高層集合住宅等しゅん工検査申請手数料	各戸メーター 1個につき	2,000円
ウ	中高層集合住宅等認定申込手数料	各戸メーター 1個につき	2,000円

